

新型コロナウイルスへの対応について〔第36版〕

新型コロナウイルスの感染状況等に鑑み、一部、改定いたします。学生の皆さんは、新型コロナウイルスに感染しない、感染させない行動を徹底してください。

1 感染予防について

学生の皆さんは、新型コロナウイルスへの感染を防止するために、引き続き、以下の各点に留意してください。

- (1) 日頃から健康状態の確認（検温等）をしっかりと行ってください。
- (2) 登校前には検温を行い、発熱や風邪のような症状がある場合は登校せず、自宅等で静養してください。
- (3) マスクの着用、咳エチケットの徹底、授業前後の石けん等による手洗いを必ず行ってください。（マスクは原則として、不織布マスクを着用してください）
- (4) 授業での座席は、原則として、一つ席を空けて着席してください。
- (5) 近距離での会話や大声での発声を控えてください。
- (6) 学生食堂や学生ホールをはじめとする学内施設を利用する場合は、密にならないように注意するとともに、食事等の際には黙食を心がけてください。
- (7) 免疫力を落とさないため、十分な睡眠、適度な運動を行い、バランスのよい食事を心がけてください。

2 国内外の移動等について

- (1) 県外及び国外に移動する場合は、不要不急でない場合でも慎重に必要性を判断し、感染防止策に万全を期してください。

3 感染症予防に対応した環境の保持について

感染症予防に対応した学内環境の保持については、次のとおりとします。

- (1) 各建物の入口等にアルコール消毒液を設置します。
- (2) 授業の前後に必ず石けん等による手洗いを行ってください。
- (3) 教室等の換気を常に心がけて、適切な衛生状況で授業を行える環境を保持します。
- (4) 図書館・情報処理教室・学食・学生ホール・サークル部室・ピアノレッスン室等の使用に関しては、それぞれの施設に応じて適切な使用ルールを定めます。
- (5) スクールバスの運行についても、感染が広がらないよう配慮します。

4 学友会行事等の開催における対応について

- (1) 学友会行事等の開催については、実施の必要性について検討してください。開催する場合は学生課に相談のうえ、十分な感染防止の措置をとって実施してください。

5 授業における対応について

(1) 平常の授業における対応について

- ① 教室等の換気を常に心がけて、適切な衛生状況で授業を行える環境を保持します。
- ② 受講する学生間に一定の距離が保たれるように、一つ席を空けて着席してください。
- ③ 学生・教員ともに、可能な限りマスクの着用をお願いします。(マスクは原則として、不織布マスクを着用してください)
- ④ 教室の出入、廊下などの歩行においては、濃厚接触が起きないように注意してください。

(2) 感染者が発生した場合の授業における対応について

本学の関係者より新型コロナウイルスの感染者が出た場合の授業実施の判断については、次のとおりとします。

【学生が感染した場合】

- ① 感染した学生の出席を一定期間停止するとともに、授業については、教室内の適切な衛生環境を保持したうえで実施します。
- ② 学生間の感染が著しく拡大された状況に至った場合は、関係機関（国及び県関係機関・保健所等）と協議し、休講及び休校を判断します。

【教職員が感染した場合】

- ① 教職員が感染した場合には、当該教職員の担当科目を休講とし、その他の科目については教室内の適切な衛生環境を保持したうえで実施します。また、休講となった授業については、補講・課題の活用等により、必要な講義内容の提供を保障するよう配慮します。
- ② 事務局職員が感染した場合には、当該部局の業務継続の可能性を判断し、業務継続が不可能と判断した場合は、当該部局の業務を停止します。
- ③ 感染者が教職員全体に広がり、授業及び事務局の業務が実施できないと判断した場合は、関係機関（国及び県関係機関・保健所等）と協議し、休校の必要性を判断します。

【県内・市内・地域から感染者が出た場合】

- ① 授業については、教室内の適切な衛生環境を保持したうえで実施します。
- ② 県内の感染状況が著しく拡大され、令和2年3月14日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、県知事より休校措置が発出された場合は休校措置をとります。

6 感染した学生への対応について

(1) 感染した学生及び濃厚接触者と認められた学生への対応について

① 感染した学生について

感染が確認された学生は、「学校保健安全法」第19条の規定により出席停止とし、出席停止期間は、「学校保健安全法施行規則」第19条第1項の規定に基づき「治癒するまで（オミクロン株陽性者で無症状の場合は、検体採取日から7日間。）」とします。なお、治癒後は出席停止証明書を発行し、出席停止となった学生の当該授業の評価については、課題等を課し学生の不利益とならないように配慮します。

② 濃厚接触者と認められた学生について

濃厚接触者と認められた学生は、「学校保健安全法」第19条の規定により出席停止とし、**出席停止期間は国、県などの行政基準に則り、保健所から指示された療養期間**

とします。保健所から療養期間の指示がない場合は国、県などの行政基準に則ることとします（感染者と認められた場合は、上記【感染した場合】のとおりとなります）。

(2) 感染が疑われる場合

喉の痛みや倦怠感など少しでも体調の異変を感じた場合には、早めに地域の医療機関を受診してください。

その上で、感染が疑われる場合は、大学へ登校しないでください。なお、授業の欠席の取り扱いに関しては、極力不利益にならないように対処します。

7 学生(外国人及び日本人)及び教職員の出入国の対応について

(1) 日本入国に際して

下記のリンク先にアクセスし、入国時の外務省や厚生労働省の対応を確認し、各自適切に対処してください。

※内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室「水際対策強化に係る新たな措置」
(https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html)

(2) 海外渡航から帰国した学生に対して

入国時の外務省・厚生労働省等の指示に従ってください。

なお、帰国した際は、大学に連絡してください。

(学生は学生課、留学生は留学生支援室に連絡してください。)

8 危機対策本部の設置

(1) 危機対策本部を設置し、総合的に対応しています。

(2) 危機対策本部に事務室（総務部総務課）を置いています。

(3) 新型コロナウイルスの対応に関するお問い合わせは、危機対策本部事務室（総務課：Tel.099-261-3211 内線 4112・4113）までお願いします。

9 今後の対応

本学の対応については、感染に係る学内外の状況、関係機関の最新の情報等を踏まえて、その都度発出しますので、本学ホームページ及びポータルサイトを注視してください。

令和4年9月22日
鹿児島国際大学
学長 大久保 幸夫